



©八潮市

自主まちづくり活動



八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例による市民主体のまちづくりを紹介します。

○自主まちづくり活動とは

身近な地域を対象として、市民の皆さんが自主的・自発的にまちづくりに取り組む活動です。市では、活動に必要な支援等を行います。

支援を受けるためには、手続きが必要となりますので、まずご相談ください。

○自主まちづくり活動の種類

自主まちづくり活動には、4つの活動があります。

◎地域まちづくり活動

町会自治会の範囲や一定規模以上（3,000㎡）の地域を対象としたまちづくりの活動です。活動団体は、地区のまちづくり活動方針を立て、まちづくり活動を行います。

また、団体の認定を受けると地域まちづくり計画を策定することができ、地域の課題や魅力の向上、創出に向けた総合的なまちづくりを進めることができます。

◎ご近所まちづくり活動

連続する3軒以上の建物の所有者等が協力して身近な緑化の促進などを進めるまちづくり活動です。

◎テーマ型まちづくり活動

景観、防災、防犯など、まちづくりに関する特定のテーマを自ら設定し、研究や実践することにより活動地域の環境向上を図るまちづくり活動です。

また、活動テーマに沿ったまちづくりの計画を策定することができ、計画区域において様々な主体による環境向上を図るまちづくりを進めることができます。

◎施設管理型まちづくり活動

公園や歩道など、身近な公共施設に対し、市からの協力の求めによる管理活動等により、安全・安心で魅力的な施設づくりによるまちづくり活動です。

※施設管理型まちづくり活動については、公園みどり課へお問合せ下さい。



○まちづくり活動団体への支援

登録されたまちづくり活動団体には、活動費の助成を用意しています。
助成金の交付対象期間は3年以内で、予算枠に達し次第締め切りとなります。

<ご近所まちづくり活動>

花、苗木などの植栽	上限年間1万円（春・夏・秋・冬 各2,500円）
門、塀などの改造	上限10万円（改造に要した費用の2分の1）

<地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動>

内容	地域まちづくり活動	テーマ型まちづくり活動
諸活動費 （会議費、消耗品費、印刷費、 通信運搬費など）	上限5万円	上限5万円 （2・3年目は 上限10万円）
まちづくり計画作成に係る費用 （講師謝礼金、計画書を取りまとめ のためのコンサルタント委託費）	上限50万円	1事業につき 上限50万円

○専門家の派遣

専門家の助言等を受けたい自主まちづくり活動を行おうとする団体に対し、市に登録している経験豊富なまちづくりの専門家を派遣します。

【お問合せ先】

都市整備部 都市計画課 開発係
TEL：048-996-2111（内線335）



八潮市ホームページ



ハッピーごきちゃん®

令和7年8月配布版